

宇和島市立図書館資料選定事務取扱基準

【趣旨】

図書館は、地域の情報拠点として、郷土資料をはじめとする地域の知的遺産の収集・保存に努める役割を担っている。子どもの読書活動の推進を図るとともに、読書を通じて市民全体の生涯学習を支援し、人と本をつなぐレファレンスの充実と、図書館の魅力向上を図る。

この基準は宇和島市立図書館資料(以下、「資料」という。)の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

【基本方針】

宇和島市立図書館における資料収集の基本方針は図書館法の理念に基づくとともに、「図書館の自由に関する宣言」の精神を尊重し、次に掲げる事項に留意する。また、社会の状況や価値観が時代と共に変化し続けていることを考慮し、収集の基準も常に検討を重ね、必要に応じて改めていくものとする。

1. 市民の税金による資料費で公共の財産である資料を購入していることを充分自覚し、より多くの市民に役立つ資料を計画的に収集する。
 - (1) 限られた資料費と収容能力の枠内で広範な利用者の要望に応え得る蔵書構成を目指し、市内全館での資料の共有と提供を前提とした網羅的な収集を行う。
 - (2) 利用可能な期間や対象がごく一部に限られるような資料は避け、より多くの市民が利用できる資料を優先的に収集する。
2. 市民全体で共有利用するため、多数の利用者に複数回貸し出される運用を前提に、資料の耐久性を考慮して収集を行う。
 - (1) 書き込み、切り貼り、組み立てを前提とした資料等、共有利用に適さないと思われる資料は原則として収集しない。
 - (2) 中綴じの資料、ルーズリーフ式でページが取れやすい資料、仕掛け絵本のように破損しやすい装丁の資料等、耐久性に問題があると思われる資料は、資料価値を考慮し、慎重に収集を検討する。
 - (3) 館内閲覧のみに利用を限定する一部の参考図書や郷土資料等を除き、図書館での個人貸出について著作権上の制限がある資料(付属資料も含む)は原則として収集しない。
3. 市民の生涯学習を支援するため、広く市民の生活、仕事、文化、教養、調査研究、趣味、娯楽等に資する内容の資料を収集する。
 - (1) 情報が古いものや根拠の不明確な内容の資料は避け、情報の新しさや正確性、客観性等を考慮して、より正確な情報を提供できる資料を優先的に収集する。
 - (2) 利用及び収集の自由を尊重する一方で、公共図書館として未成年の利用者も多数存在することを考慮し、性描写や暴力描写が露骨なものや違法行為を助長・煽動するような内容の資料は収集を避ける。
4. 地域の課題解決に資するため、市政運営と住民自治に役立つ資料を積極的に収集する。
 - (1) 行政資料等の市政に関する資料を始め、宇和島市に関係する情報が掲載されている資料は網羅的に収集する。

- (2) 宇和島市に関係する情報が掲載されていない場合であっても、地方行政、地域開発、その他地域の課題解決に役立つと思われる分野の資料は幅広く収集する。
5. 公立図書館にふさわしい中立かつ公平な立場に立って選書を行い、図書館員や一部の限られた利用者の個人的な関心及び嗜好によって収集が偏らないよう注意する。
- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料をバランスよく収集する。バランスを取ることが難しい場合はできるだけ客観的、かつ、中立的な資料を中心に幅広く収集する。
- (2) 特定の個人・企業・組織・団体等の営利宣伝に加担する内容の資料や、逆に根拠なく誹謗中傷する内容の資料は原則として収集しないが、著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
- (3) 特定の個人・企業・組織・団体等からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり紛糾を恐れて自己規制しない。寄贈資料の受入にあたっては同様とする。
- 以上のような基本方針で収集した図書館資料が、どのような思想や主張をもっていようと、それは図書館および図書館員が支持していることを意味するものではない。
6. 市民各層の要望や意見を反映した幅広いバランスの取れた収集を行うため、資料の情報と利用者要求の把握に努める。
- (1) 各館の担当者は、書店や出版社の発信する新刊情報及び各種の書評等に常に注意を払い、収集に役立つ資料の情報を集める。
- (2) 利用者要求を把握するため、利用状況の動向に注意を払うと共に、未所蔵資料に対する提案(以下「リクエスト」という。)を受け付ける。
- (3) 一部の利用者による特定分野への集中的なリクエストが蔵書構成のバランス及び利用者全体に対する公平性を損なう恐れがあるため、リクエストは資料収集全体に対する参考意見として扱い、一度に受け付ける冊数及び購入冊数は制限することができる。
7. 資料の選定は当基準に基づき、館長並びに図書館司書を中心に行う。

【種類別基準】

1. 一般図書

- (1) 一般書は、出版点数・分野とも最も多く、図書館の蔵書構成の中核となる資料であり、市民各層からの多様な要求に応えるため、市民の学習・調査・研究・趣味・レクリエーション・読書等に役立つ資料を収集する。
- (2) 常に新鮮な蔵書構成をめざし、各分野の資料を体系的に収集する。また、永く読み継がれてきた資料の収集にも留意し、層の厚い蔵書構成になるように努める。
- (3) 個々の資料の収集は、市民の要望に充分配慮し、さらに将来予想される要望を考慮して収集する。多くの利用が予測されるものは、積極的に収集する。
- (4) 同一資料の収集(寄贈の受入を含む)は原則として各館1冊までとし、全館での共同利用を前提に、利用状況と予約状況を考慮して複本の収集を検討する。特に予約の多い資料の寄贈があった場合などは、各館1冊の原則を超えて受入しても良いが、所蔵状況を考慮して未所蔵館での受入を優先的に検討する。
- (5) 文庫本や新書は同一内容で別形態の資料を所蔵している場合があるため、所蔵及び予約状況を

充分確認して収集を検討する。改題等、違うように見えて内容が同じものや、改訂・増補等、同じように見えて違うものもあるため、資料情報にも充分注意する。

- (6) プログラムや画像データが入った CD-ROM 付きの資料は著作権に留意しつつ、枚数や本体の大きさにより装備が難しいものもあるため、耐久性を考慮し図書館での個人貸出に支障がない範囲で慎重に検討する。
- (7) 各分野での留意点は次のとおりとする。

0 門(総記)

- [1] 情報科学・コンピュータ関係の資料は、技術革新が著しく情報の更新が特に早い分野のため常に新しい情報を提供できるよう最新の情報が収録された資料を積極的に収集する。
- ア. 一般的に使用されている個々のソフトウェア及びハードウェアに関する資料は、利用可能な期間や対象が限られることが多いため、より多くの市民が利用できる一般的なものを扱った資料を優先的に収集する。
- [2] 図書館の利用法や読書の手助けとなる書評類等、市民の読書活動及び図書館利用に役立つと思われる資料は積極的に収集する。また、図書館学・書評類・出版状況等の資料で、図書館の運営に役立つと思われるものも収集する。
- [3] 雑著(分類 049)については、他の分野に該当しない内容の資料が集められているため、特に内容に留意して慎重に検討する。

1 門(哲学)

- [1] 哲学・心理学関係の資料は、主要な哲学者・思想家の著書及び伝記、研究書、解説書を中心に入門書的なものからある程度専門的なものまで、特定の思想・学派に偏ることなく公平に収集する。
- [2] 心霊・易占・超常現象等の資料は、客観的な根拠が不明確な分野のため、より正確な情報の資料の収集はもとより、多種多様な類書のバランスを取ることが困難である。個々の主張については収集を控え、客観的な研究書等、できるだけ中立な立場で書かれた資料を優先的に収集する。
- [3] 人生訓関係の資料は話題になるものが多いが、類似内容の資料が繰り返し大量に出版されるため、一過性のものばかりにならないように注意して収集する。
- [4] 宗教関係の資料は、細分化されていて多岐に渡るため中立かつ公正な立場を守り、特定宗教・宗派に偏ることなく各宗派の原典や研究解説書を中心に収集し、布教目的と思われるものは収集を避ける。

2 門(歴史)

- [1] 歴史関係の資料は、利用が多いので一般向けに書かれた歴史読み物から、入門書・概説書・研究書等、各国・各時代のものを史料類も含めて多様な視点で書かれた資料を幅広く収集する。ただし、異説・俗説等が多様で対立する意見も多い分野のため、特に史料に基づいた客観的な正確性に留意し、中立的な立場の資料を中心にそれぞれの観点に立つ資料をバランスよく収集するよう心掛ける。
- [2] 伝記関係の資料は、記述の正確性に留意し、各分野の著名な歴史的人物の伝記を中心に国内外の人物の資料を幅広く収集する。

地理・地誌関係の資料は、世界各国・各地域についての情報を提供できるよう、網羅的な収

集に努める。特に、市内小・中学校の課外授業で取り上げられる地域、宇和島市と関係の深い地域の資料は積極的に収集する。

- [3] 旅行ガイド・観光案内・地図(道路地図・住宅地図・市街地図等)は、情報の更新が早く有効利用期間が短いため、比較的短期間で資料を買い替えていく必要がある。情報の信憑性が高く利用も多いと思われる資料を優先的に収集する。

3門(社会科学)

- [1] 社会・文化事情関係の資料は、時事性に留意し、社会的な関心が高いと思われるものを中心に世界各地域についての資料を網羅的に収集する。
- [2] 法律関係の資料は、各法の入門書、実用書的なものから研究書の類まで網羅的に収集する。また、法律の改正に応じて新版・改訂版を収集し、情報の更新に努める。
- [3] 経済・経営関係の資料は、基本的な学術書や経営情勢についての資料だけでなく、市民のビジネス支援に役立つと思われる実用書等も積極的に収集する。
- [4] 投資・利殖関係の資料は、客観的で情報の信憑性が高いものを慎重に検討のうえ収集し、個人の体験談に基づく安易な金儲け法や特定の株を薦めるようなものは収集を避ける。
- [5] 社会問題の資料は、労働・家庭・社会等の各問題において、市民生活に関わりが深く特に関心が高いと思われる問題を扱った資料を積極的に収集する。
- [6] 教育関係の資料は、学校・家庭・社会等の各教育において、基本的な学術・研究書から教育現場における実用書的なものまで幅広く収集する。
- ア. 教師向けの実用書の類については、一般利用者にも役立つものを優先的に収集する。
- イ. 教科書類については、教育事情の把握や教科書問題の参考資料として収集する。
- ウ. 学習参考書の類については、利用対象と期間が限定される上、個人が占有して利用することが多いため収集を避ける。

4門(自然科学)

- [1] 科学関係の資料は、各分野とも進歩の著しい分野であるため、最新の研究成果に留意し、入門書から専門書まで幅広く収集する。ただし、高度な専門書は利用対象が限定されることが多いため、慎重に検討する。
- [2] 医学・薬学関係の資料は、市民の安全に直接かかわる恐れもあるため、内容を慎重に検討し、医学的根拠が不明確な治療法、健康法、痩身法等の資料は避け、医学的根拠が明確で安全性が高いと思われるものを収集する。
- ア. 特定の薬品・治療法を扱った資料については、個人及び団体による営利・宣伝を目的とする場合が多いため、慎重に検討する。
- イ. 闘病記の類については、患者の体験談を集めた特定の薬品・治療法の宣伝的要素が強い資料は収集を避ける。

5門(技術・工学・家政学)

- [1] 技術・工学関係の資料は、その進歩に対応した最新情報の資料を入門書から専門書まで幅広く収集する。各現場における実用書的なものも収集を心掛ける。
- [2] 社会的関心が高い問題を扱っている資料は、積極的に収集する。
- [3] 衣服・料理・育児等の家政学関係の資料は、日常生活に役立つ実用性の高い資料を中心に収集する。ただし、中綴じの本や型紙等の付録付きの資料が多いので装丁に留意し、より共同

利用に適したものを収集する。

6門(産業)

- [1] 産業関係の資料は、各産業の歴史・実情・動向等についての研究書から入門書や実務的なものまで幅広く収集する。
- [2] 各図書館が所在する地域に関わりの深い産業の資料は、それぞれの図書館で積極的に収集する。
- [3] 商業・流通関係の資料は、市民のビジネス支援に役立つと思われる実用書等も積極的に収集する。

7門(芸術・スポーツ・諸芸)

- [1] 芸術関係の資料は、著名な芸術家の作品集、作品研究等を中心に、市民の趣味、娯楽、教養に資する作品集、研究書、技法書等を収集する。
- [2] 漫画関係の資料は、漫画関係資料の基準に準じて判断する。各分野の漫画形式の図書については、製本が堅牢でないものが多いこと、視覚的効果が強い特性を持つことを考慮し、個別に資料の耐久性や描写、内容を確認し、より慎重に判断する。児童・ヤングアダルト(児童から成人になる時期)世代の利用が多く見込まれるものについては、原則として児童書とヤングアダルト用資料の基準に準じて判断する。
- [3] 音楽関係の資料は、楽譜については、原則として冊子形態のものを収集する。
- [4] テレビ・映画等の個々の作品に関する資料は、利用対象や期間に限られる資料も多いため、一過性のものでなく長期的に評価されている代表的な作品についての資料を優先的に収集する。
- [5] 芸能人・芸能界に関する資料は、芸能活動の宣伝目的と思われる本や誹謗中傷を含んだ暴露本的なものも多いので注意する。ファンムック、写真集、ゴシップ類等は避け、芸能界全体やその時代の文化を代表するような評価の定まった芸能人についての研究書等を中心に収集する。芸能人の著作については、著者とは関係なく個々の作品として判断する。
- [6] スポーツ関係の資料は、各種スポーツの紹介、技術の手引書、ルール集等、市民の実践、観戦に役立つものを中心に収集する。
- [7] コンピュータゲーム関係の資料は、文化的な評論、研究書等を収集し、利用対象と期間が限定される攻略本等は対象としない。

8門(言語)

- [1] 語学関係の資料は、日本語を始め、需要の多い言語に関する資料を中心に、各言語に関する資料を幅広く収集するよう心掛ける。
- [2] 辞典類については、主に参考図書として収集するほか、貸出用の一般図書として軽易な国語辞典、漢和辞典及び主要な外国語の辞典を収集する。

9門(文学)

- [1] 評価の定まった古典文学から最新の現代文学まで、各国の文学作品、研究書等を幅広く収集する。
- [2] 著名な作家・文学者については、個々の作品だけでなく個人全集、伝記、作家研究、評論等も積極的に収集する。
- [3] 文学作品は、同一内容の作品が単行本、新書、文庫、全集等、形態や出版者を変えて出版

されることが多く、改題、改訂、増補等も珍しくないため、資料の情報を充分確認して収集する。資料価値が高いなど特別な理由がある場合を除き、所蔵のある単行本の単なる文庫化(改題版も含む)は原則として購入を控える。

改訂、増補等により一部でも内容に違いがある場合は、別の資料として扱う。古典や外国文学で訳者が異なるものについても同様とする。

[4] テレビドラマ・映画等のノベライズやウェブ小説の書籍版等については、通常の小説と同様に個々の内容で判断する。

2. 児童図書

- (1) 子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料、豊かなことばと想像力を育て、知識を広げることができる資料の収集を心掛ける。
- (2) 児童書は、一般書等と違い自己の判断基準が定まっていない年代が主な利用対象となるため、内容を慎重に検討し、子どもの健全な成長にとって有益と思われる資料を収集する。露骨な性描写や暴力描写がないか、違法行為を助長・扇動するような内容が含まれていないか、特に注意して判断する。
- (3) 長期間にわたり評価されている質の高い資料を蔵書の基本とし、より多くの利用者に提供できるよう各館で複本を揃える。その他、出版途中のシリーズやまだ新しく評価の定まっていない資料については、上記(1)(2)に該当するものであるかを慎重に検討したうえで、長期的な視点で購入及び複本数を決定する。
- (4) 名作文学等を安易に省略・改変したもの、一時的流行に便乗したと思われるものについては収集を控える。
- (5) パズルや迷路遊びのように書き込まれることが予測される資料、仕掛け絵本のように破損しやすい装丁の資料は、共同利用に適さないため収集を避ける。
- (6) 学習マンガ・実用マンガについては各分野の基準に留意し収集する。
- (7) 分野ごとの留意点は次のとおりとする。

0～8 門(知識の本)

- [1] 子どもの知識欲を呼び起こし、さらに発展させていくように表現されていること。
- [2] 情報は新しく正確で、子どもの理解力に応じた説明であること。
- [3] 絵や写真が適切に用いられ、理解の助けになっていること。
- [4] 伝記は、綿密な調査・研究のうえ、被伝者の業績・人間性・考え方及び時代背景がバランスよく公正に書かれていること。

9 門(文学)

- [1] 子どもの知的又は情緒的な経験を広げることができる内容で、わかりやすく適切な言葉で表現され納得がいく結末であること。
- [2] 原則として抄訳・ダイジェストではないこと。
- [3] 幼年文学は、わかりやすい構成で表現が具体的であること。
- [4] 創作文学は、ストーリーに連続性があり、構成がしっかりしていること。
- [5] 昔話は伝承に忠実な再話であること。

絵本

[1] 子どもの知的又は情緒的な経験を広げることができる内容で、わかりやすく適切な言葉で表現されていること。

[2] 絵は内容に合った芸術性を備えていること。

[3] 幼児向けの絵本は、親と子のスキンシップや遊びの延長を扱っており、言葉のリズムを大切にしていること。

幼児が生活の中で経験したものを絵で再認識できる絵本や、想像力を豊かに養う創作絵本・昔話絵本等を幅広く収集する。

[4] 創作(物語)絵本は、子どもが主人公に同化できる内容で納得がいく結末であること。古典・名作は原則として抄訳・ダイジェストではないこと。

[5] 昔話絵本は、伝承に忠実な再話であること。

[6] 科学絵本は、科学的な事実に基づいており、子どもの知的好奇心を呼び起こし物事への興味や関心をはぐくむことができるよう、さらに発展させていくように表現されていること。

紙芝居

[1] 画面は明瞭で遠目がきき、内容に合っていること。

[2] 脚本は内容に応じ会話文と地の文のバランスが良く、簡潔で、内容を的確に伝えるものであること。

3. 漫画関係資料

ここでの漫画とは、漫画表現そのものを楽しむことを目的に製作されたストーリー漫画、風刺漫画などで、ひとコマないし数コマで表現されているもの、漫画及び漫画家に関する評論・研究書・伝記などを言う。

出版形態が多様であること、視覚的効果が高いこと、幅広い年齢層が手に取れる資料であることなどを考慮し、資料的価値を重視した収集を行う。

(1) 宇和島市ゆかりの作家に関する資料、宇和島市が舞台になっている作品については可能な限り収集する。

(2) 日本の漫画史上重要とされる作品、各時代を代表する作品など、資料的価値の高いものを中心に収集する。

(3) 原則として刊行がすでに終了しているものを収集対象とする。ただし、刊行が始まって15年経過し、すでに評価が定まっているものについては、刊行途中でも収集対象とすることができる。

(4) 定評ある作家でも名前だけで選ぶことはしない。

(5) 演劇などほかの芸術領域に影響を及ぼしているものには留意する。

(6) 映画・テレビアニメやテレビドラマ等の原作になったとしても社会的評価や資料的価値と直接結び付くとは言えないため、それだけで収集の理由にしない。

(7) 最初に発表されたメディアの種類によって収集対象から除外することはしない。

(8) 漫画の視覚的な特性を考慮し、収集の際は次のことに留意する。

[1] 暴力及び性表現の露骨なものは慎重に収集する。

[2] 反社会的・非道徳的な事柄を扱っているものは慎重に収集する。

(9) 次のものは収集対象から除外する。

[1] 人間や生命の尊厳を脅かすもの、人権侵害・差別について配慮を欠くと認められるもの。

[2] 大人を対象として、漫画という表現方法を用いている実用書、コミックエッセイなど。ただし、特定の主題を持つと考えられるものは、各分野の基準に準じて判断する。

[3] 原画集、イラスト集、ファンブック、原作のダイジェスト版。

[4] 月刊・週刊などの雑誌、原作とは別に廉価版として刊行されたペーパーバックなど。

(10) 提供について

[1] 漫画資料は児童・青少年の利用が多く見込まれるため、資料の視覚的特性を考慮し、暴力及び性に関する露骨な表現がある作品については、教育機関としての配慮から閉架に保存することができる。ただし、この措置は、利用対象の制限を意味するものではない。

[2] 次の理由により、所蔵していない漫画のリクエストは受け付けない。

ア. 品切れ・絶版・改版が多く、特に多巻ものは全巻を入手することが困難な場合が多いため。

イ. 書店に対する著作権保護の動向には、図書館としても配慮が必要であるため。

[3] 前号イの理由により、漫画の最新刊は、発売後最低3箇月以上経過してから受入れを行い、現在話題になっているものについては、受入時期に注意する。

[4] 漫画資料の複本数は資料的価値・予算・書架スペースなどから判断し、原則として収集しない。

4. ヤング・アダルト用資料

(1) 特に心身の変化が著しいヤング・アダルト(児童から成人になる時期)世代を利用対象とするため、その成長を助け、豊かな心を育てるのに役立つ教養書等を収集する。

(2) 思春期の問題、進学や就職に関する資料等、その年代にとって特に関わりが深い分野については、新鮮な情報を扱った資料を収集する。

(3) 一般書と同様、同一資料の収集は原則として各館1冊までとし、全館での共同利用を前提に、利用状況と予約状況を考慮して複本の収集を検討する。

5. 大活字図書

(1) 基本方針に反しない限り、視力の弱い人の読書を支援するために、積極的な収集に努める。収集にあたっては、底本となった資料の基準に従って検討を行う。

(2) 一般書と同様、同一資料の収集は原則として各館1冊までとし、全館での共同利用を前提に、利用状況と予約状況を考慮して複本の収集を検討する。

(3) 視力の弱い人以外の利用も制限されないことを考慮し、利用状況によっては底本となった資料についても複本の収集を検討する。

6. 参考図書

(1) 常に図書館に備えておくことで、通常の読書とは異なるより多くの市民の多様な調査研究に役立つと思われる資料は、分野・形態を問わず、館内閲覧専用の参考図書として収集に努める。

(2) 中央図書館においては、全館的なレファレンスサービスに役立つ専門的な資料を中心に収集する。中央図書館津島分館、簡野道明記念吉田町図書館は、簡易な調査研究に役立つ基礎的な資料を中心に収集する。

- (3) 参考図書は各館での基本的な資料となるため、複本冊数は特に制限しない。また、貸出を前提としないため、形態が貸出しに向かないものや、著作権法上貸出できないものについても収集の対象とする。
- (4) 細分化された専門分野に関する資料については、利用対象が限定されないよう、他の専門分野の所蔵資料とのバランスを考慮して収集する。
- (5) 所蔵資料の改訂・増補版については、内容の変更が軽微なもの以外は、より正確な情報を提供するために積極的に収集する。
- (6) 各分野の基本的な辞書・事典(百科事典・国語辞典・外国語辞典・人名事典など)は、各図書館で収集する。
- (7) 白書・年鑑・年報類・各種統計書等の定期的に出版される資料は、継続的な収集と保存に努める。

7. 郷土資料

- (1) 宇和島市に関わるすべてのこと(歴史・地誌・行政・自然科学・民俗・郷土人による著作物等)の調査・研究・学習に応えられるように各館で網羅的に収集する。
- (2) 一般的な印刷物を中心に収集するが、それ以外の新聞・雑誌・行政資料・パンフレット・地図・写真等、形態に関わらず可能な限り収集する。宇和島市に関する事項で、まだ冊子として発行されていないものは、積極的に自館で資料を作成する。
- (3) 宇和島市出身者及び在住者の著作物は、内容が宇和島市に関するものでない場合も収集を心掛ける。ただし、他の種別で収集した方が利用しやすい資料もあるため、郷土資料として収集するかは資料価値と利便性を考慮して個別に判断する。
- (4) 専門的な資料、一般に市販されていない資料、古書やマイクロフィルム等の特殊な資料も積極的に収集する。
- (5) 宇和島市に関する調査・研究などを補っていくために周辺市の資料や愛媛県全体を網羅する資料・四国資料・姉妹都市資料等も一部収集する。
- (6) 住宅地図は、宇和島市並びに周辺地域のものを収集する。
- (7) 収集した宇和島市に関する資料については、保存分の資料も確保して永久に図書館資料とする。

8. 外国語資料

- (1) 国内刊行図書の類書の有無、海外での評価等を踏まえ、レファレンス・コレクションを構成するものを中心に、国際語として使用されている英語等による資料を幅広く収集する。
- (2) 市民の国際理解に資する資料、在住外国人の日本及び日本語学習に役立つ基本的な資料を積極的に収集する。
- (3) 在住外国人の状況をふまえた資料の収集に配慮する。

9. 逐次刊行物(新聞・雑誌)

- (1) 逐次刊行物は、年度単位での継続的な収集を基本とし、一定期間保存して利用に供する。各図書館で収集する資料は、全館での分担を考慮して年度毎に検討する。保存期間については、各図書館の収容能力と各資料の刊行頻度、利用状況を考慮して次表のとおりとする。

区分	保存年限
新聞	愛媛新聞永年 その他各1年
雑誌	2年 文庫本(消耗品)も準ずる

(2) 雑誌は、各分野における基本的なものを中心にできるだけ幅広い分野のものを全館で分担して収集する。分野ごとの留意点は一般書に準じるものとする。ただし、漫画雑誌や共同利用に適さない付録が頻繁につく雑誌は原則として収集しない。また、雑誌は本誌の収集を基本とするが、必要に応じて別冊及び増刊号も収集する。

(3) 新聞は、各図書館で国内発行の主要な全国紙と地元地方紙をそれぞれ1紙以上収集し、必要に応じて専門紙、児童及び青少年向けのもの、外国語のものも収集する。

10. 視聴覚資料（A V資料）

(1) 情報提供に占めるA V資料の役割を考慮し、既存の活字資料の収集傾向や聴覚障がい者への対応も十分配慮して収集する。

(2) 個人貸出が前提となるため、DVD等の映像資料は、館内視聴・館外貸出しの許諾が著作権者から得られている作品を収集する。図書館で収集・提供できる資料がかなり限定されるため、客観的評価・社会的評価を重視し、著名な演者・製作者の代表作品、有名賞受賞作品、定評ある書評等で高い評価を得た作品などを中心に収集する。

(3) 特殊な形態の資料や図書との複合資料など、装備・登録する上で問題がある資料については、資料価値と管理方法を考慮して慎重に収集を検討する。図書が主となる資料は図書としての基準に従う。

11. 障がい者サービス用資料(点字図書・録音図書・LLブック等)

(1) 基本方針に反しない限り、障がい者の読書を支援するため、点字図書・録音図書等、そのハンディキャップに応じた資料の収集に努める。収集にあたっては、障がい者からの要望を考慮して検討を行う。

(2) 視覚障がい者専用の点字図書及び録音図書は 寄贈図書を主に収集する。

附則 1.この基準に定めるほか、図書館資料の選定収集に必要な事項は別に定める。

2.この基準は令和7年4月1日より実施する。

宇和島市立図書館資料除籍事務取扱基準

【趣旨】

図書館は、図書館資料を常に有効で新鮮な利用状態に維持するため、除籍を行うことが必要である。この除籍作業は、恒常的になさなければならない。

そのため一定の基準を定め、限られたスペースの中で、より効率的な運用を図り適切な蔵書管理、ひいては利用者へのサービス向上に努めることを目的とした基準とする。

【基本方針】

宇和島市立図書館における資料除籍の基本方針は次に掲げる事項に留意する。また、社会の状況や価値観が時代と共に変化し続けていることを考慮し、除籍の基準も常に検討を重ね、必要に応じて改めていくものとする。

1. 開架図書は、常に新鮮で魅力ある状態に保ち、利用が高まるようにする。
2. 新しく収集した資料が毎月入ってくるため、配架されている資料の量を適切にし、利用者が利用しやすいようにする。
3. 蔵書の現状を明確にし、所蔵状態を適切に保つようにする。
4. 開架書架・閉架書架を含め、宇和島市立図書館の蔵書構成の質的向上を図る。

【除籍基準】

除籍の対象となる資料は次のとおりとする。

1. 亡失資料

- (1) 蔵書点検により所在不明の事実が確認された資料で、2年を経過したもの。
- (2) 未返却資料で、利用者が所在不明等の理由で回収不能となった資料、及び督促しても利用者から返却されない資料は、返却予定日より2年を経過した時点で除籍する。
但し、利用者から既に返却したとの申し出があった場合、調査をして発見されなければ2年を経過したのち除籍する。
- (3) 利用者が紛失した資料は、弁償が完了した時点で除籍する。
利用者が弁償を特に免責された場合は、免責が決定した時点で除籍する。
紛失手続き中のまま1年を経過しても弁償されなかった場合は、その時点で除籍する。
- (4) 災害及び不慮の事故、その他やむを得ない理由により回収不能となった資料は、その事実が確認された時点で除籍する。

2. 汚損、破損資料

- (1) 汚損や破損が著しく修理が不可能な資料は、除籍する。
 - [1] 修理・複本・複写によっても補修が困難、またその必要のない資料。
 - [2] 補修に要する費用より安価で同等の内容の資料が提供できる資料。

3. 不用資料

- (1) 時間の経過により内容が古くなった資料は、除籍できる。

[1] 資料的価値及び保存価値を失った資料、また社会情勢等の変化により内容・データ・技術水準等が相対的に古くなった資料。

※法令・規則・基準等の改正、新しい統計数値が掲載されていないなど

(2) 複本・類書があり、利用頻度の少なくなった資料は、除籍できる。

[1] 出版後相当期間を経過し、利用が低下した資料で、将来も利用が見込まれないと思われる資料、また複本・類書等が多く利用の少ない資料。

※宇和島市立図書館では1冊しか所蔵していない資料を除籍する場合は、十分に検討する。

(3) 改訂版等がすでに所蔵されている資料は、除籍できる。

[1] 新しい資料に入れ替え、内容の古くなった資料、及び形態の違う同じ内容の資料。

※改訂版が出版された資料は、旧版・改訂版の評価を十分に検討する。

(4) 保存期間の定められている資料は、その期間を過ぎた時点で除籍できる。

(5) 除籍するにあたり、以下の資料について留意する。

[1] 一般図書

ア. 各分野で古典・名著・基本的図書として評価が定まっている資料、及び統計等調査・研究用に有用な資料

イ. 保存担当館と決められた資料

ウ. 絶版等により入手困難な資料

[2] 児童図書

ア. 永続的な児童書としての評価が定まっている資料

イ. 各種ブックリスト・子どもの本の研究書等に掲載されている作品

ウ. 講座等に必要資料

エ. 保存担当館と決められた資料

オ. 絶版等により入手困難な資料で、貸出・研究用に必要資料

[3] 郷土資料

ア. 宇和島市に関する郷土資料

[4] 漫画関係資料

ア. 品切れ・絶版等により入手困難な資料で資料的価値の高いもの

4. 数量更生資料

合冊・分冊製本等を行った資料は、蔵書冊数に変化が生じた場合、除籍する。

5. 寄贈・その他の資料

他機関へ寄贈した資料は、その資料を移動する時点で除籍する。

6. 除籍対象外資料

(1) 次の資料は原則として除籍対象外とする。

[1] 郷土資料、貴重資料等、他に類する資料がなく保存の必要があるもの。

[2] 絶版、その他の事情により再び収集することが困難でかつ有用な資料。

7. 除籍資料の処理手続き

この基準の除籍とは廃棄のこととし、該当の資料（備品）を除籍しようとする時は、除籍資料リストを添付し、決裁を受けなければならない。

- 附則
- 1.この基準に定めるほか、図書館資料の除籍に必要な事項は別に定める。
 - 2.この基準は令和7年4月1日より実施する。